

8 政策評価の法制化の検討の枠組み

(法制化の背景及び意義)

政策評価については、国家行政組織法等の法律により、各府省及び総務省が評価を行うことが規定されているが、さらに、中央省庁等改革関連 17 法律案に対し、衆議院「行政改革に関する特別委員会」及び参議院「行財政改革・税制等に関する特別委員会」において、評価の実効性を高めるため、行政評価法(仮称)の制定について早急に検討する旨の附帯決議がなされている。

このような政策評価の法制化の考え方は、政策評価の行政システムにおける位置付けを明確にし、評価制度に対する国民の信頼を向上させることをねらいとするものであり、意義あるものと考えられる。

(法制化の検討についての考え方)

法制化の検討に当たっては、我が国の行政において政策評価の経験が乏しいことから、これを法制度とするためには、まず、標準的ガイドラインに基づいて制度を運用し、その定着の実績を踏まえて法制化を進めることが現実的であるとする考え方がある。また、同時に、政策評価に対する国民の期待は大きく、標準的ガイドラインの策定作業とともに、法制化の検討を急ぎ、前倒しに努めることも求められている。

法制化の検討に当たっては、例えば、①政策評価の基本理念や目的、必要な手続など、制度の骨格のみを法律で定め、評価の具体的な実施方法等は標準的ガイドライン等に委ねるという考え方と、②政策評価の具体的な実施方法等も含めて規定するという考え方がある。その内容からみて、後者の場合には、より長い検討期間が必要とならざるを得ない。

また、我が国の行政において政策評価の経験が十分でないことを考慮すると、法制化に値する事項として、試行的実施の段階を経て本格実施に移行する手順を定めることも考えられる。このような試行的・段階的な実施については、あらかじめ法律でどこまで具体的に規定することができるかを検討するとともに、我が国の政策評価制度が有効に機能するものとなるよう配慮すべきである。

いずれにせよ、我が国の法制度としてどのような内容が妥当であるかについては、十分な検討や調整が必要であり、特に評価の具体的な実施方法等が法律的にどう位置付けられるかについては、法制面の専門的知見も加えた一層掘り下げた検討が行われる必要があると考えられる。

(本研究会における検討との関係)

このような法制化の検討に当たっては、その前提として、政策評価への取組の標準化を図り、政府全体としての統一的な運用を確保するための考え方を検討しなければならない。本研究会においては、このような考え方から、政策評価の基本的枠組みや評価結果の反映・公表などについての基本的な在り方、標準的な評価方式の導入及び実施の在り方について検討を進めてきたところであり、今後、更に検討を深め、我が国における政策評価制度の枠組みをより明確にしていくこととしたい。